

下一様多り宅より当社縁起祈ふ事の古
院文を棄とらんとも云ふ法の裁りなりと
東鑑十一巻建久二年に月廿七日甲辰糸
下相摸国生沢直下社神主清包與地
頭土屋三郎於御前遂一決是清包爲地
頭被切取社内之桑之由所訴申也土屋
一旦雖論申可停止旨被仰訖行政奉行
之由於御前對決事雖不輒依爲神社事
如此云々當時の役人々々又我もん云ら
ぶもや大社の事記 勅定の趣を云記

この縁起古記の上を様多り家より沙汰し
るハ淺く後事なりんあらん人ハ家々
汗を生ささんや程は上も淺く後事
傳れとも劣らんれをハ淺く傳る古語ハ理
め我儀新埋道乃具負所^{クラニサ}眩而天下庶民悉
失授と云々此の枉磔と生れあふ人大小と
なくんを用ひあふ(さ事なり)を友家當郡
追放せられて後二三年を経て二男糸田
川郡上山王の祚職ハ作せられ父子兄弟
ともに被地ハ居住せ(さよ)作せられ